

大崎市教育の振興に関する大綱を策定しました

政策課政策企画担当 ☎ 2129

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月に改正施行され、教育に関する大綱の策定などが制度化されました。

これに基づき、市長と教育委員会が施策を協議し、「大崎市教育の振興に関する大綱」を策定しました。大綱はこれからの教育行政の方向性を示すもので、今後も市と教育委員会が連携して、教育行政の振興に努めていきます。

なお、大綱の詳細は、市ウェブサイトを(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/180.75.412.html>)で確認することができます。

大綱の位置づけ

大綱は、本市の教育行政に関する最上位の指針に位置付けるものです。これまで掲げてきた大崎市教育基本方針を包含し、大崎市総合計画と整合性を図って策定しました。

大綱の期間  
平成29年10月から平成35年3月まで

基本方針

- 基本方針1** 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます
- 基本方針2** 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます
- 基本方針3** 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります
- 基本方針4** 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます
- 基本方針5** スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

基本目標

- 基本目標1** 自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成  
▶生涯を通して学び、国際化や情報化、少子高齢化や環境問題など、社会を取り巻くさまざまな変化に柔軟に対応できる人材を育てる など
- 基本目標2** 「知」「徳」「体」のバランスのとれた子どもの育成  
▶基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の向上を図り、自ら考え行動する力を育む など
- 基本目標3** 防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備  
▶学校と地域が連携し、防災体制の強化を図り、災害時の子どもの安全を確保する など
- 基本目標4** 家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり  
▶地域の人材活用と子どもの社会参加を積極的に推進し、地域と一体となった教育活動を展開するなど
- 基本目標5** 豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信  
▶芸術文化の積極的な普及を通じ、創造力や表現力、豊かな感性を養い、新たな文化の担い手を育てる など
- 基本目標6** 健康で生涯にわたって楽しめるスポーツ環境の構築  
▶市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージで楽しめるスポーツを普及する など

冬期間の水道管・水道メーターなどの管理をお願いします

大崎水道サービス株式会社お客様センター ☎ 0120(366)171

水道管の凍結に注意

冬になると、水道管の凍結や破損が起こりやすくなります。早めに水道管の保温や水抜き装置の点検などを実施し、被害が起こらないように対策を行いましよう。

水道管の修理や工事は、市の指定給水装置工事業者に依頼してください。指定業者は市ウェブサイト(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/17.657.64.html>)で確認することができます。

注意事項

①気温がマイナス4度以下になると、水道管や蛇口の凍結・破損が起きやすくなります。水抜き栓を利用し、完全に水道管から水を抜きましよう。

②水道管がむき出しになっているところ、日陰や風当たりの強い場所などは、保温材料を使用し、防寒対策をましよう。

③水道管や蛇口が凍結した場合、修理費用は自己負担となります。

水道メーターボックス周辺の除雪に協力してください

冬のあいだ、積雪により水道メーターの検針ができないところが増えてきます。正確な使用水量の確認、漏水の早期発見のため、検針ができるようメーターボックス周辺の除雪に協力をお願いします。

なお、検針期間は特別な事情がない限り、毎月6日から13日までとなっています。

水道に関するお問い合わせ  
漏水修繕や契約変更、料金などを取り扱っています。  
問い合わせ先  
大崎水道サービス株式会社お客様センター  
☎ 0120(366)171  
所在地 古川台町9-20  
オーネふるかわ1階

年末年始は公共施設の業務を休業します

各問い合わせ先

市役所や市民病院、大崎地域広域行政事務組合の年末年始の業務は、下記のとおりです。

各問い合わせ先

- 市役所代表電話 ☎ 2111
- 市民病院 ☎ 23311
- 夜間急患センター ☎ 239919
- 大崎広域リサイクルセンター ☎ 281756
- 大崎広域中央クリーンセンター ☎ 282386
- 大崎広域東部クリーンセンター ☎ 432597
- 大崎広域西部玉造クリーンセンター ☎ 782166

公共施設の年末年始の業務期間

| 区分            | 12月  |        |        |        |        | 1月    |       |       |       |       |
|---------------|--|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 届出・手続き        | 市役所  |        |        |        |        |       |       |       |       |       |
|               | 27日(水)   | 28日(木) | 29日(金) | 30日(土) | 31日(日) | 1日(月) | 2日(火) | 3日(水) | 4日(木) | 5日(金) |
| 診療            | 市民病院本院、各分院・診療所、健康管理センター                        |        |        |        |        |       |       |       |       |       |
|               | 27日(水)   | 28日(木) | 29日(金) | 30日(土) | 31日(日) | 1日(月) | 2日(火) | 3日(水) | 4日(木) | 5日(金) |
|               | 夜間急患センター                                       |        |        |        |        |       |       |       |       |       |
| 燃やせないごみ(直接搬入) | 大崎広域リサイクルセンター                                  |        |        |        |        |       |       |       |       |       |
|               | 27日(水)   | 28日(木) | 29日(金) | 30日(土) | 31日(日) | 1日(月) | 2日(火) | 3日(水) | 4日(木) | 5日(金) |
| 燃やせるごみ(直接搬入)  | 大崎広域中央クリーンセンター・大崎広域東部クリーンセンター・大崎広域西部玉造クリーンセンター |        |        |        |        |       |       |       |       |       |
|               | 27日(水)   | 28日(木) | 29日(金) | 30日(土) | 31日(日) | 1日(月) | 2日(火) | 3日(水) | 4日(木) | 5日(金) |

※休業期間の出生・婚姻・死亡届などの戸籍届け出は、市役所西庁舎、各総合支所の守衛室で受け付けます。  
※年末のし尿汲み取りは、大変込み合いますので、早めに申し込んでください。  
※リサイクルセンター、各クリーンセンターの搬入受付時間は、8時30分～12時、13時～16時30分です。時間に余裕をもって搬入してください。

年末年始の消費者被害に注意しましょう



年末年始は「振り込め詐欺」などの消費者被害が増える傾向にあります。ふだんから家族とのコミュニケーションを図り、消費者被害に遭わないよう十分に気を付けてください。

なお、大崎市消費生活センターは、下記の期間に相談業務が休業となります。

■年末年始休業期間  
12月29日(金)～1月3日(水)  
☎ 大崎市消費生活センター ☎ 21-7321

入学に必要な学用品の費用を援助します

教育委員会学校教育課学事担当 ☎ 5033

経済的な理由で小・中学生の教育費に困っている家庭に、ランドセルや制服などの「新入学用品費」を、入学前の3月に支給します。

なお、学校給食費などの援助を希望する人は、入学後に別途申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

就学援助の詳細や様式は、市ウェブサイト(<http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/16.21.989.57.html>)で確認

することができます。

■申込  
就学援助認定申請書に必要な書類を添付し、1月19日(金)まで学校教育課に申し込みます。  
※申請書は、新小学1年生には就学時健診の際に、新小学1年生(小学6年生)には4月に配布しています。  
※新小学1年生で、すでに就学援助の認定を受けている人は、再度申請する必要はありません。